改正概要説明書	
国名：オーストリア	**法令名：特許法**
改正情報：2023 年 5 月 20 日施行	
改正概要： 1. BGBl.No. 71/2016(2016 年 8 月 1 日施行)に伴う改正(第 58a 条，第 58b 条)。 2. BGBl.No. 37/2018(2018 年 6 月 14 日施行)に伴う改正。 ・一般データ保護規則(General Data Protection Regulation；GDPR)を含む EU 規則 2016/679 が 2016 年 5 月 25 日発効。これに伴い，オーストリア特許法において，特許出願に係る個人データの保護について明確化された。(第 81 条) 3. BGBl.No.51/2023(2023 年 5 月 19 日施行)に伴う改正(第 2 条，第 22 条，第 89 条，第 111a 条，第 176c 条，第 176d 条)。 ・EPC53 条(b)及び EPC 規則 28 条(2)の規定により植物及び動物の品種並びに本質的に生物学的方法によってのみ取得された植物及び動物は特許の対象とならない。オーストリアでは，さらに，これらの植物及び動物の部分に対しても特許は付与されないとした。(第 22 条) ・特許庁組織について明確化された。(第 176c 条，第 176d 条)	
改正内容： **・第 2 条** 植物及び動物の品種に関する特許の要件について明確化された。 **・第 22 条** 植物及び動物の品種に関する特許の効力について明確化された。 **・第 58a 条，第 58b 条** 削除された。 **・第 81 条** 特許出願に係る個人データの保護について明確化された。 **・第 89 条** 地理的原産地，遺伝資源又は伝統的知識に関する特許要件について明確化された。 **・第 111a 条** 調査請求及び専門家の意見の請求に関して明確化された。 **・第 176c 条，第 176d 条** 特許庁職員の雇用に関する新設条文である。	